

私学共済事務担当者連絡会 テキスト

目次

I	電子申請及び私学共済ポータルの運用開始	1
II	マイナ保険証未登録者への資格確認書一斉発送	5
III	子ども・子育て支援納付金にかかる掛金の徴収	6
IV	令和7年 年金改正法の概要	7
V	都道府県補助金	10
VI	年金関係のお知らせ	11
VII	資格関係のお知らせ	13
VIII	短期給付関係のお知らせ	13
IX	保健関係のお知らせ	14
X	積立貯金・共済定期保険のお知らせ	17
XI	貸付関係のお知らせ	18
XII	「私学共済ブック」及び「施設利用補助券」の配付方法の見直し	20

㊤マークがついている用紙は、私学共済ホームページ「様式用紙等ダウンロード」からダウンロードできます。



日本私立学校振興・共済事業団

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎ 03 (3813) 5321 (代表)

<https://www.pmac.shigaku.go.jp>



I 電子申請及び私学共済ポータルの運用開始

1 概要説明

政府の方針を踏まえ、令和8年1月下旬から学校法人等向け一部手続の電子申請及び私学共済ポータル（以下「電子申請等」といいます）の運用を開始します。

2 電子申請とは

現在、紙で行っている申請や届出などの行政手続を、インターネットを利用して自宅や職場のパソコンを使って行えるようにするものです。

私学事業団の電子申請は、デジタル庁が提供するe-Gov電子申請を使用します。

電子申請では、添付書類を含む申請等に加え、申請等に基づく確認通知書等及び通知文書を電子化します。

1) 電子申請等のメリット

- ①24時間365日早朝や夜間、曜日等に関わらずいつでも申請できます（メンテナンス時を除きます）。
- ②郵送にかかる費用や日数の削減が期待できます。
- ③申請書等を電子で提出できることから、ペーパーレス化が期待できます。

また、私学事業団が毎月郵送する掛金等の通知等を、電子受け取りに切り替えることができます。対象となる通知等は次のとおりです。

- 掛金等及び子ども・子育て拠出金納付通知額内訳
- 「異動増額・減額」の個人別内訳について（掛金等）
- 掛金等及び子ども・子育て拠出金納付通知書（口座振替（自動払込）額のお知らせ） / 掛金等及び子ども・子育て拠出金領収書
- 定時決定の確認通知書
- 加入者情報（加入者氏名、加入者生年月日、現在の等級・標準報酬月額・直近の改定年月等）の一覧 等

<確認通知書等の電子受け取り時の注意点>

- ・電子申請の都度、受け取り方法（紙又は電子）を選択します。ただし、電子で受け取りを選択したとしても、資格情報のお知らせや資格確認書等の電子化未対応のものは、従来どおり紙で学校法人等に郵送します。
- ・遑て確認通知書等の受け取り方法を変更することはできません。申請の件数等、状況に応じて選択してください。

④申請内容の処理状況が確認できます。

e-Gov 電子申請のマイページから、電子申請の処理状況を確認できます。今までは私学事業団に電話で確認する必要がありましたが、教職員等から問い合わせがあった都度処理状況が確認できるようになります。

3 学校法人等が電子申請等を行うには

1) 電子申請等を行うには次の(1)から(3)を準備してください。

(1) 学校と紐づけられたGビズIDアカウント

学校法人等を電子的に証明するものとして、GビズIDアカウント（以下「GビズID」といいます）を使用します。

電子申請等に使用できるアカウントはGビズIDプライム、GビズIDメンバーの2種類です。電子申請等を検討している学校法人等代表者は、GビズIDプライムアカウント（以下「GビズIDプライム」といいます）を取得してください。GビズIDプライムを取得後、必要に応じて電子申請等を行う事務担当者のGビズIDメンバーアカウント（以下「GビズIDメンバー」といいます）を作成してください。

GビズIDプライム作成には、デジタル庁の審査が必要です。

詳細は、デジタル庁が運営するウェブサイトGビズID

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

を確認してください。

アカウントを作成後、私学共済ポータルでGビズIDと学校の紐づけ登録をしてください。私学共済ポータルへのリンクは、電子申請等開始と併せて令和8年1月下旬に私学共済ホームページに掲載します。



(2) e-Gov 電子申請アプリケーション

電子申請等時に使用するパソコンにe-Gov 電子申請アプリケーションをインストールしてください。

詳細は、デジタル庁が運営するウェブサイトe-Gov 電子申請

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation>

を確認してください。



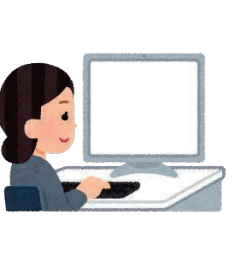
(3) 添付書類を画像ファイル化できる機器

電子申請では、添付書類を画像ファイル（PDF又はJPG）で提出できます。

添付ファイルを画像ファイル（PDF又はJPG）化するスキャン機能付きの複合機、スキャンアプリをダウンロードしたスマートフォン等を準備してください。

2) 電子申請の開始までの流れ

電子申請を開始するまでのおおまかな流れは、次の図のとおりです。③の私学共済ポータルへの登録は令和8年1月下旬以降になりますが、GビズIDプライム取得後はGビズIDメンバーの作成が可能です。状況に応じて8年1月を待たずに作成等を行ってください。

電子申請等を開始するまでの流れ			
			
①学校法人等代表者が、GビズIDプライムを取得します。	②8年1月下旬以降私学共済ポータルにGビズIDプライムを登録します。	③GビズIDプライムを取得した学校法人代表者が事務担当者にGビズIDメンバーを作成すると共に私学共済ポータルへ登録します。	④学校法人等代表及び事務担当者の電子申請等が可能になります。

3) 電子申請の流れ

私学共済ポータルに登録したGビズIDを用いて電子申請を行います。

電子申請を行う際の流れ			
			
①e-Govにログインします。 私学共済ホームページにもリンクを掲載する予定です。	②手続を選択し、案内に従って入力します。 添付書類が必要な場合は、添付書類の画像ファイルもつけてください。	③確認通知書等の受け取り方法を選択します。	④申請結果(完了かつ確認通知書等の電子受け取りを選択していた場合は確認通知書等の受領)の確認を行います。

4) 令和8年1月下旬以降に電子申請できる手続

資格取得や喪失、被扶養者認定や取消等、次の15の手続が電子申請の対象手続です。手続によって1件ごと入力・申請を行う単記式、複数名を入力・申請を行う連記式、複数人の申請情報をCSVファイル化し、そのファイルを添付ファイルとして申請を行うCSVファイル添付方式の3つがあります。

	届出等名
1	資格取得報告書
2	所属学校等変更報告書
3	資格喪失報告書
4	資格取得報告等の取下げ申出書

5	加入者資格取得日・喪失日等訂正申出書
6	資格喪失報告の取下げ申出書
7	加入者異動報告書
8	被扶養者認定申請書
9	被扶養者異動報告書
10	被扶養者取消申請書
11	標準報酬基礎届書
12	標準報酬月額改定届書
13	賞与等支給報告書
14	短時間労働加入者区分変更報告書
15	産前産後休業・育児休業等掛金等免除申出書

C S Vファイル添付方式については、C S Vファイルを確認するためのツールを私学共済ポータルに掲載予定ですが、電子媒体とは異なり、枝番を含む加入者等記号・番号でデータを作成していただく予定です。また、「資格取得報告書」には資格確認書発行要否の項目が追加されます。ファイルレイアウトは準備ができ次第、私学共済ホームページに掲載しますので、今しばらくお待ちください。

4 私学共済ポータルとは

私学共済事務担当者と私学事業団をつなぐポータルサイトです。令和8年1月時点では次の4点を行うことができます。

電子申請を利用しない学校法人等であっても、GビズIDを取得して私学共済ポータルに登録をすると利用できます。

1) 学校法人等の基本情報の確認

学校所在地、連絡先、口座情報、賞与支給予定月を確認できます。

2) 加入者の実際の勤務先校舎所在地の登録

学校連絡先とは別に、加入者の勤務先校舎所在地（以下「キャンパス所在地」といいます）を登録し、加入者ごとに所属キャンパスを紐づけることができます。

8年5月以降に送付する「ねんきん定期便」及び「退職等年金給付掛金の払込実績に係る情報通知」から、キャンパス所在地を使用します。

3) データのアップロード提出

C D - R や U S B 等で提出しているデータをアップロードで提出できます。8年1月時点のアップロード提出対象は、「特定健康診査結果データ」です。

4) 私学事業団が登録した通知やアンケートの確認等

私学事業団が学校宛てに発信する通知の確認やアンケートの回答ができます。

ぜひ、私学共済ポータルへの登録及び電子申請等の利用をご検討ください。

Ⅱ マイナ保険証未登録者への資格確認書一斉発送

1 資格確認書の一斉発送

プラスチック製クリーム色の加入者証及び加入者被扶養者証（以下「加入者証等」といいます）を医療機関等で使用できる経過措置期間は、令和7年12月1日に終了します。これに伴い7年11月中旬に保険証利用登録済マイナンバーカード（以下「マイナ保険証」といいます）を持っていない人を対象に紙製ピンク色の「資格確認書」を一斉に交付します。学校法人等宛てに送付しますので、対象者に配付してください。

1) 交付対象者

私学事業団において、加入者及び被扶養者（以下「加入者等」といいます）のデータと社会保険診療報酬支払基金で確認している「マイナ保険証」保有者のデータを突合し、「マイナ保険証」を持っていない（電子証明書の期限が切れている場合も含みます）加入者等を対象として交付します。データの突合は7年10月を予定しています。

なお、すでに「資格確認書」の交付を受けている人及び7年12月2日以前に75歳に到達している人は除きます。

また、データ突合時点の加入者等を対象に交付対象者を抽出しているため、発送の時点ですでにマイナ保険証を保有している、または、退職している等、本来であれば不要な「資格確認書」も含まれている可能性があります。このような場合はお手数ですが私学事業団に返納をお願いします。

2) 資格確認書の取り扱い

今回送付する「資格確認書」の有効期間は、11年11月30日（75歳に到達する人は75歳の誕生日の前日まで）です。

「資格確認書」は、健康保険証に代わる証です。期間内に加入者が資格喪失した、被扶養者が取り消しとなった、氏名を変更した場合等は、学校法人等が回収し私学事業団に返納してください。

「資格確認書」は、「加入者証等」と同様、回収記録を個別に管理しますので、回収が確認できるまで督促を行います。紛失等により返納できない場合は、「資格確認書返納不能届書 [DL](#)」を提出してください。

2 経過措置終了後の加入者証等

令和7年12月2日以降は、「加入者証等」は医療機関等で使用できません。無効となった「加入者証等」は私学事業団に返納不要です。各自で破棄するよう加入者等へ案内をお願いします。

Ⅲ 子ども・子育て支援納付金にかかる掛金の徴収

令和6年6月12日公布の「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）により、私学事業団をはじめとする医療保険者は、子ども・子育て支援納付金を納付する義務を負います。そのため、「月報私学」（7年7月号）及び「子ども・子育て支援納付金にかかる掛金の徴収について」（7年7月14日付け、私事総第1077号）等ですすでにお知らせしているとおり、8年度から子ども・子育て支援納付金にかかる掛金（以下「子ども・子育て支援金分掛金」といいます）を徴収します。

1 子ども・子育て支援金分掛金の徴収

子ども・子育て支援金分掛金は、8年4月分掛金等（8年5月通知）から短期（福祉）掛金に併せて徴収します。子ども・子育て支援金分掛金は、「掛金等及び子ども・子育て拠出金納付通知額内訳」において、「短期（福祉）掛金1」及び「短期（福祉）掛金2」に含めて通知します。

掛金等及び子ども・子育て拠出金内訳

掛金等区分		
短期（福祉）掛金1	報酬	「子ども・子育て支援金分掛金」を含めて通知します。
	賞与	
短期（福祉）掛金2	報酬	
	賞与	
	計	
	報酬	
合計		

2 子ども・子育て支援金分掛金の加入者負担分の通知（令和8年3月発送予定）

子ども・子育て支援金分掛金の加入者負担分は、「特定保険料率に相当する掛金額」と同様の一覧表にて通知します。その一覧表を基に、学校法人等の給与明細に子ども・子育て支援金分掛金額（加入者負担分）を表示することができます。

3 子ども・子育て支援金分掛金率

子ども・子育て支援金分掛金率は、国が一律に示すこととされています。掛金率については、8年2月発送の「令和8年度の掛金等の率について（お知らせ）」で通知する予定です。

Ⅳ 令和 7 年 年金改正法の概要

「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」（令和 7 年法律第 74 号）が、令和 7 年 6 月 20 日に公布されました。

この法律による改正内容のうち、私学共済に関連する主な内容についてお知らせします。

1 在職中の老齢厚生年金にかかる支給停止の見直し（令和 8 年 4 月施行）

高齢者の活躍を後押しし、できるだけ就業調整が発生しない、働き方に中立的なしくみとするために、在職中の老齢厚生年金の支給停止が開始される賃金と年金の合計額（以下「支給停止基準」といいます）が現行の 51 万円（＊）から 62 万円（＊）に引き上げられます。

＊支給停止基準の額は毎年度見直されるため、この額は改定される場合があります。

2 年金等給付の標準報酬月額の上限の段階的引上げ（令和 9 年 9 月施行）

標準報酬月額の上限について、負担能力に応じた負担を求める観点から、その上限額が現行の「65 万円」から段階的に引き上げられます。

現在	9 年 9 月から	10 年 9 月から	11 年 9 月から
65 万円	68 万円	71 万円	75 万円

3 被用者保険にかかる短時間労働者へのさらなる適用拡大等（令和 9 年 10 月施行）

被用者にふさわしい保障の実現、働き方に中立的な制度の構築等の観点から、短時間労働者の適用要件のうち、賃金要件を撤廃するとともに、企業規模要件が段階的に引き下げられます。

なお、私学共済制度については、政令で定められる予定です。

1) 賃金要件の撤廃（公布から 3 年以内の政令で定める日から施行）

短時間労働者の被用者保険の適用要件として、賃金が月額 8.8 万円以上（年収 106 万円相当）でしたが、最低賃金の引上げに伴い、週所定労働時間 20 時間以上とする労働時間要件を満たせば、賃金要件を満たす地域や事業所が増加していることを踏まえ、賃金要件が撤廃されます。

2) 企業規模要件の段階的引下げ

現在「50 人を超える」とされている企業規模要件が令和 9 年 10 月から段階的に引き下げられます。

現在	9 年 10 月から	11 年 10 月から	14 年 10 月から	17 年 10 月から
51 人以上	36 人以上	21 人以上	11 人以上	撤廃

3) 掛金等の労使折半負担の特例（3 年間の時限措置）

企業規模要件の段階的引下げに伴い、新たに加入者となる短時間労働者に対し、事業主の追加負担により、掛金等の負担を軽減できる特例的な措置が実施されます。事業主が追加負担した掛金等について、制度的にその全額を支援します（保険料調整制度）。

保険料調整制度は、学校法人等（＊）が私学事業団に申し出てから 3 年間の掛金等について適用され、学校法人等で一旦肩代わりした追加負担分を、後ほど、本事業団で負担することに

なります。申し出ができる期間は特定学校法人等となってから2年間です。

また、対象となる加入者は、標準報酬月額が12.6万円以下の短時間労働加入者に限られ、賞与等にかかる掛金等は除かれます。

＊ 2)により新たに特定学校法人等になった学校法人等のほか、8年10月以降、50人以下の学校法人等において、労使合意に基づく任意の申し出をした場合は、その時点から保険料調整制度の対象となります。

標準報酬月額別の加入者負担の軽減割合

標準報酬月額	8.8万円	9.8万円	10.4万円	11万円	11.8万円	12.6万円
加入者の負担 (3年目は軽減割合を半減)	本来の負担の 25/50	本来の負担の 30/50	本来の負担の 36/50	本来の負担の 41/50	本来の負担の 45/50	本来の負担の 48/50

4 遺族厚生年金の見直し（令和10年4月施行）

女性の就業率の上昇等の社会経済状況の変化を踏まえて、遺族厚生年金の男女差解消のため、18歳未満の子（＊1）のない60歳未満の配偶者（＊2）を原則5年の有期給付の対象とし、60歳未満の男性を新たに支給対象とします。

＊1 18歳未満の子とは、18歳の年度末までの子又は障害の状態にある場合は20歳未満の子をいいます。

＊2 妻は、現行「30歳未満」が有期給付の対象ですが、今回の施行日時点では、まず「40歳未満」が対象となり、その後毎年1歳ずつ引き上げられ、20年かけて「60歳未満」となります。

【原則5年間の有期給付化に伴う配慮措置】

- ① 低所得など配慮が必要な人は最長65歳まで所得に応じた給付の継続
- ② 有期給付加算や死亡分割制度の新設による年金額の増額
- ③ 収入要件（年収850万円未満）の廃止

【今回の改正に影響されない人】

- ① 施行日前から遺族厚生年金の受給権を有する人
- ② 60歳以上で死別した人
- ③ 18歳未満の子を養育する間にある人
- ④ 令和10年度に40歳以上になる妻

5 遺族厚生年金受給権者の老齢厚生年金の繰下げの許容（令和10年4月施行）

遺族厚生年金の受給権者は老齢年金の繰下げ受給はできないこととされていますが、高齢者の就労が進展し、今後繰下げ制度の利用者が増える可能性があることを踏まえて、年金を増額させたいという受給者の選択を阻害しない観点から、遺族厚生年金の受給権者が当該遺族厚生年金の請求を行っていない場合に限り、老齢厚生年金の繰下げ申し出を行うことが可能となります。

なお、老齢基礎年金については、遺族厚生年金の請求を行っていても繰下げ申し出を行うことが可能となります。

6 加給年金の見直し（令和10年4月施行）

18歳未満の子を持つ年金受給権者の保障を強化する観点から、子にかかる加給年金額を引き上げ、また、子にかかる加算のない年金（障害及び遺族厚生年金）については、新たに子にかかる加給年金が創設されます。併せて、女性の社会進出や共働き世帯の増加など社会状況の変化を踏まえ、年下の配偶者を扶養する場合のみ支給される老齢厚生年金の「配偶者にかかる加給年金額」が引き下げられます（既受給権者は引き下げの対象外）。

7 脱退一時金制度の見直し（公布から4年以内の政令で定める日から施行）

在留外国人の増加や滞在期間の長期化に伴い、将来の年金受給に結びつけやすくする観点から、再入国許可付きで出国した場合は、当該許可の有効期間内は脱退一時金の請求ができなくなります。

また、滞在期間が長期化していることを踏まえ、支給上限年数の見直しが行われます。新たな支給上限年数は、今後、政令で定められることとなりますが、現行の5年から8年に引き上げられる予定です。

8 離婚時の年金分割の請求期限の伸長（公布から1年以内の政令で定める日から施行）

離婚する際、婚姻期間にかかる厚生年金の計算の元となる保険料納付記録を分割することが可能であり、2年の請求期限が設けられていますが、民法における離婚時の財産分与請求権の除斥期間が2年から5年に伸長されることに伴い、離婚時の年金分割の請求期限についても2年から5年に伸長されます。

9 将来の基礎年金の給付水準の底上げ（基礎年金のマクロ経済スライドの早期終了）

令和6年に行われた年金の財政検証では、経済が好調に推移しない場合、将来の基礎年金の給付水準が著しく低下し、低年金の人が増加することが懸念されることから、次期（11年）財政検証において、基礎年金の給付水準の低下が見込まれた場合には、必要な対応策を検討し、実際に対応するかは次期財政検証において判断することとされました。また、社会や経済の変化を見極めるため、厚生年金のマクロ経済スライド（*）による給付調整を次期財政検証の翌年度まで継続し、その際、厚生年金を受け取っている人に不利にならないよう伸びの抑制を緩やかにすることとされています。

*マクロ経済スライド…少子高齢化の進展等に対応するために、現役世代の人数の増減と平均余命の伸びに応じて、物価や賃金の変動がプラスの場合に年金額の伸びを抑制するもの

V 都道府県補助金

私学事業団は、教職員の老後を支える重要な柱である年金制度の充実のために、資金の適切な積立と効率的な運用を行うとともに、その財源として掛金等のほかに国及び都道府県から補助金を受けています。

1 補助金を受けることとなった経緯とその意義

私学事業団が都道府県から補助を受けることとなった経緯は、私立学校が国・公立学校と同様に公共性と公益性を持った学校教育を行うものであり、我が国の公教育に果す重要な役割に鑑み、私立学校に勤める教職員については、国・公立学校の教職員と同様にその待遇の適正が期せられなければならないとの認識に基づき、私学共済法第 35 条に規定されたものです。

都道府県補助金制度は、教育基本法第 9 条の精神を具体的に実現したものの一つといえます。

【参考】

私学共済法第 35 条第 4 項

都道府県は、当該都道府県の予算の範囲内において、事業団の共済業務に要する経費について補助することができる。

2 補助金の内容

都道府県補助金は、原則として、標準報酬月額 $0.8/100$ 相当額となり、これを学校法人等と加入者で折半し、各々の加入者保険料の負担額から $0.4/100$ 相当額ずつ軽減するという形で補助されています。これは、国の補助が年金に対して行われていたこと、都道府県から地元の学校法人等と加入者に直接還元できる補助形式をとりたいとの意向があったことに基づく本事業団特有の負担軽減方式です。

この補助金は、本事業団が各都道府県から直接補助を受けているため、学校法人等への掛金等の通知時点ですでに都道府県補助金相当額が軽減されているので、補助を受けていることがわかりにくいと思われますが、実際には、加入者の掛金等が都道府県からの補助金によって加入者と学校法人等の負担の合計が、一人当たり年間で最高 62,400 円軽減されることになります。

3 補助金の現状

都道府県の厳しい財政事情や学校の所管問題等から、大学等に対する補助が削減されているところが見られ、このままでは現状維持も危ぶまれる状況です。

そこで、このような事態に対して今後とも全私学が緊密に連携しあい、全学種に対して満額補助されるよう、各都道府県私学担当課に働きかけていく必要がありますが、加入者の皆様にもこの都道府県補助金制度についてより理解を深め、関心を持っていただくようお願いします。

Ⅵ 年金関係のお知らせ

1 令和7年度の年金額

令和7年度の年金額は、6年度から原則、1.9%の引き上げとなりました。

なお、年金額の計算に用いる指標（再評価率等）を引き上げることにより改定を行うため、7年度の年金額は、6年度の年金額に1.9%を乗じて得た額と必ずしも一致するわけではありません。

2 在職中の支給停止における基準額の変更

老齢厚生年金又は退職共済年金の受給権者が、厚生年金保険の被保険者等（私学在職を含みます）である間の年金の支給停止について、支給停止額を計算する際の基準額が、次のとおり改定されました。

令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
50万円	51万円

【参考】支給停止額計算式

$$\text{支給停止額（月額）} = \left(\frac{\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額}}{\text{（賃金）}} - 51 \text{万円} \right) \times 2 \text{分の} 1 \text{（年金）}$$

3 経過的職域加算額（遺族共済年金）の年金額の逡減（令和7年10月から）

平成27年9月までの加入者期間がある人が平成27年10月1日以降に死亡し、遺族年金を受けられる遺族がいるときは、その遺族に対し、遺族厚生年金のほかに経過的職域加算額（遺族共済年金）が支給されます（遺族厚生年金と同様の保険料納付要件があります）。

原則、経過的職域加算額（退職共済年金）の3/4を乗じて得た額となりますが、令和7年10月1日以降に職務によらない死亡事由で受給権が発生（死亡）した場合は、下表の区分に応じた割合を乗じることになり、給付水準が3/4から段階的に引き下げられます。

給付事由発生日	割合	給付事由発生日	割合
令和7年10月1日～令和8年9月30日	29/30	令和12年10月1日～令和13年9月30日	24/30
令和8年10月1日～令和9年9月30日	28/30	令和13年10月1日～令和14年9月30日	23/30
令和9年10月1日～令和10年9月30日	27/30	令和14年10月1日～令和15年9月30日	22/30
令和10年10月1日～令和11年9月30日	26/30	令和15年10月1日～令和16年9月30日	21/30
令和11年10月1日～令和12年9月30日	25/30	令和16年10月1日～	20/30

4 老齢厚生年金請求書の送付方法の変更

私学在職中の人の老齢厚生年金請求書は、支給開始年齢到達の3か月前に学校法人等宛てに送付し、加入者に渡していただいていたが、令和8年1月送付分（8年4月支給開始年齢到達分）から、加入者宛てに直接送付します。

例)

令和8年4月支給開始年齢（65歳）到達者→8年1月に加入者宛てに送付

令和8年5月支給開始年齢（65歳）到達者→8年2月に加入者宛てに送付

＊原則として、学校法人等から報告されている加入者住所宛てに送付します。

請求書内の学校証明欄も廃止になります。本人から直接事業団へ請求書を提出していただくことになりますが、加入者から年金請求について質問・相談等を受けた場合には、引き続きご協力をお願いします。

5 ねんきん定期便等にかかる変更点

私学在職中の人の「ねんきん定期便」及び「退職等年金給付掛金の払込実績に係る情報通知」（以下「ねんきん定期便等」といいます）を学校連絡先にまとめて送付し、本人への配付にご協力をいただいています。令和8年5月以降に発送するねんきん定期便等から以下のとおり変更します。

1) 私学共済ポータルで登録したキャンパス所在地・所属キャンパスの活用

私学共済ポータルで所属キャンパス登録済の加入者のねんきん定期便等は所属キャンパス所在地へ送付します。別途、学校連絡先所在地にねんきん定期便等送付対象者一覧を送付します。

2) ねんきん定期便の形式等の変更

変更点は太字部分です。

種類	対象者		形式	【参考】記載する年金見込額
節目年齢通知	A	35・45歳	封書（A4判大）	これまでの加入実績に応じた年金見込額
	B	59歳	封書（A4判大）	現在の加入条件で60歳まで加入したものと仮定した年金見込額
毎年通知	C	50歳未満	封書（A4判大） →令和8年5月発送から 圧着ハガキに変更	これまでの加入実績に応じた年金見込額
	D	50歳以上 令和8年5月発送から 対象者Eを除く	封書（A4判大） →令和8年5月発送から 圧着ハガキに変更	60歳未満：現在の加入条件で60歳まで加入したものと仮定した年金見込額 60歳以上：これまでの加入実績に応じた年金見込額
	E	年金支給開始 年齢到達者	圧着ハガキ	現行、支給開始年齢到達者には 「年金見込額」欄に額の表示なし →令和8年5月発送から 「年金見込額」欄なし

＊学校宛てに送付する在職中の加入者ごとのねんきん定期便等の宛名表記について、加入者氏名、加入者等記号・番号のみとし、加入者住所は記載しないように変更します。

Ⅶ 資格関係のお知らせ

1 マイナンバーカードの電子証明書の有効期限

令和6年12月2日以降、健康保険証はマイナ保険証を基本とするしくみとなっています。マイナンバーカードには電子証明書が搭載され、健康保険証利用登録を行うと、マイナンバーカードを健康保険証として利用できます。その有効期限はほぼ5年(発行日から5回目の誕生日まで)です。

有効期限の2～3か月前に「有効期限通知書」が封書で届きます。更新方法も同封されていますので、その指示に従って早めに住民登録のある市区町村窓口で更新手続きを行うよう加入者等へ案内をお願いします。

2 19歳以上23歳未満の被扶養者の年収上限額の引き上げ

令和7年10月1日を実施年月日として健康保険の被扶養者として認められる収入基準が一部見直され、被扶養者として届け出る人(加入者・任意継続加入者の配偶者を除きます)が19歳以上23歳未満である場合、年収の認定要件を130万円未満から150万円未満に引き上げることとなりました。

年齢要件(19歳以上23歳未満)の判定は、その年の12月31日現在の年齢で判定します。例えば8年2月に19歳になる場合は、8年1月1日(19歳前でも)から150万円が上限になります。

これまで年収が130万円以上のため被扶養者の対象外だった上記の年齢層を持つ加入者に、今回の上限額引き上げについて案内をお願いします。

	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳
	N-1年	N年	N+1年	N+2年	N+3年	N+4年
扶養認定	130万円	150万円	150万円	150万円	150万円	130万円

N=暦年(1月1日から12月31日)

Ⅷ 短期給付関係のお知らせ

1 職務上災害及び通勤災害による傷病の受診

私学共済制度の短期給付は、職務上及び通勤災害に起因しない病気やケガ等を対象としています。

職務上及び通勤災害による病気やケガ等(※)については、労働者災害補償保険法の給付対象となるため、マイナ保険証等を使用して保険診療を受けることはできませんので、加入者等への周知をお願いします。

また、療養費(装具作成等)・埋葬料・傷病手当金についても同様に給付対象とはなりません。

職務上災害又は通勤災害に該当するかどうかについては、学校法人等を管轄する労働基準監督署に照会してください。

(※) 被扶養者の短時間勤務(パート・アルバイトの場合)も含みます。

IX 保健関係のお知らせ

1 令和7年度 特定健康診査・特定保健指導

令和7年度特定健康診査・特定保健指導の実施率目標は、特定健康診査77%、特定保健指導15%となっています。実施率の達成にご協力ください。

1) 対象者

次の条件をすべて満たす人が対象となります。

- 私学共済制度の短期給付（健康保険）の適用を受ける加入者、任意継続加入者及びそれぞれの被扶養者
- 令和7年度に40歳から75歳になる人（当年度中に75歳になる人は誕生日前日まで）
- 年度途中で資格取得・喪失又は被扶養者認定・取消等の異動のない人

2) 実施方法

特定健康診査	加入者	○令和7年5月30日に、案内書、対象者リストを学校宛てに送付しました。学校法人等が学校保健安全法又は労働安全衛生法に基づいて実施する定期健康診断を活用（※1）しますので、対象者にかかる特定健康診査の項目についての結果を学校法人等が取りまとめてご提出ください。 ○法令に基づく健診結果の提供となるため、加入者本人の同意は不要です。ただし、提出する健診結果に特定健康診査以外の項目が含まれている場合は、本人の同意又はマスキングが必要です。 ○提出期限 <table><tr><td>定期健康診断の実施月</td><td>提出期限</td></tr><tr><td>・4月から8月の場合</td><td>⇒ 令和7年9月30日</td></tr><tr><td>・9月から12月の場合</td><td>⇒ 令和8年1月31日</td></tr><tr><td>・1月から3月の場合</td><td>⇒ 令和8年5月15日（※2）</td></tr></table> ※）健診結果データは各提出期限にかかわらず健診結果データが整い次第、速やかに提出してください。	定期健康診断の実施月	提出期限	・4月から8月の場合	⇒ 令和7年9月30日	・9月から12月の場合	⇒ 令和8年1月31日	・1月から3月の場合	⇒ 令和8年5月15日（※2）
	定期健康診断の実施月	提出期限								
・4月から8月の場合	⇒ 令和7年9月30日									
・9月から12月の場合	⇒ 令和8年1月31日									
・1月から3月の場合	⇒ 令和8年5月15日（※2）									
被扶養者	○対象となる被扶養者への案内書、「特定健康診査受診券」等を加入者の登録住所宛てに5月30日に送付しました。 ○指定された全国の実施機関にて無料で受診できます。 ※）特定健診を無料で受診するには同封した受診券が必要となります。受診券を使用しない健診は、自己負担となりますのでご注意ください。 「特定健康診査受診券」の有効期限 ⇒ 令和8年3月31日									
特定保健指導	加入者・被扶養者	○学校宛てには、提出された健診結果に基づき、特定健康診査結果一覧（加入者）を送付しますので、対象者へ特定保健指導の利用を奨励してください。学校訪問型の特定保健指導の実施をご検討ください。 ○健診結果に基づき、保健指導が必要とされた人には、特定保健指導の案内書及び「特定保健指導利用券」を、加入者の登録住所宛てに送付します。 ○指定された全国の実施機関にて無料で利用できます。 ○東京臨海病院等の一部の実施機関では、オンラインでの初回面談も可能です。 ※）私学共済制度の資格を喪失した日以降は、利用券が使用できません。 「特定保健指導利用券」の有効期限 ⇒ 令和8年7月31日								

（※1）事業主が実施する定期健康診断を特定健康診査に活用することは、「高齢者の医療の確保に関する法律」第20条及び第21条に基づいています。

（※2）令和8年5月15日（必着）が最終期限となります。期限内に到着しなかった場合、7年度の健診結果データに基づく健康情報通知「健康年齢」や特定保健指導を受けるための利用券は、お送りできません。あらかじめご了承ください。

2 令和8年以降の健診結果データの提出方法の一部変更

1) 健診結果データのアップロード受付開始（令和8年1月から）

令和8年1月より運用開始する私学共済ポータルを利用して、学校法人等が健診結果データをアップロードすることが可能となります。

健診データをアップロードする際は、私学事業団が提供する暗号化ソフトでの暗号化やパスワードを付加せず、特定健康診査結果データの提出内訳報告書のファイルとともにアップロードをお願いします。

2) 電子データのための受付に変更（令和8年4月から）

学校法人等が契約する健診実施機関ごとに健診結果票の書式が異なるため、健診結果の入力等到大変時間を要しています。特定保健指導が必要な人へ速やかに利用券を送付することができるよう、8年4月以降の受付分より健診結果データは原則、電子データのための受付に変更します。やむを得ず、紙で提出する場合は、健診実施機関が発行している健診結果票の写しではなく、「特定健診結果記入票 」にて提出してください。

現在、健診実施機関独自の様式にて提出している学校法人等は、契約する健診実施機関に電子データの作成を依頼するか、私学共済ホームページに掲載している「特定健診提出用データ入力・作成ツール」を利用する等、提出方法の見直しをお願いします。

3 健康情報ポータルサイト（P e p U p）のご利用

令和6年5月より健康情報ポータルサイト「P e p U p（ペップアップ）」を利用して、ヘルスケアポイント事業を行っています。健康増進につながる行動（各種イベントの参加、体重や歩数等の日々の記録、郵送検診の受診等）にポイントが付与され、貯まったポイントで健康グッズや電子マネーなどと交換できます。年間5,000ポイント以上楽しみながら貯められます。

1) 対象者

30歳から74歳までの短期給付適用加入者及び被扶養者（任意継続加入者を含みます）

2) P e p U p 利用内容

P e p U p では、ヘルスケアポイント（P e p ポイント）を貯めるだけでなく、健康情報記事の閲覧やeラーニング（女性の健康・歯科・がん等6コース）の受講ができます。さらに、40歳以上の特定健診の対象者には、事業団へ提出された健康診断結果の閲覧や、結果に基づく健康アドバイス、健康年齢などの情報を提供しています。

P e p U p には、アプリ版もあります。アプリ版では、ウェアラブルデバイスやスマートフォンのヘルスケアアプリと連動して、毎日の歩数など、手入力せずに自動で反映させることができ、大変便利です。また、お薬手帳機能もあります。

3) P e p U p 利用方法

P e p U p のログイン画面から、本人確認コードを利用して初回登録を行います。本人確認コードは、6年5月に圧着ハガキで加入者の登録住所宛てに一斉に送付しました。それ以降に資格取得が確認された人は、資格取得等の確認日より約2～4か月後に送付しています。初回登録後は、メールアドレスとパスワードでログインして利用します。

本人確認コードが不明な場合は、福祉部保健課健康管理係まで連絡のうえ、再交付を依頼してください。又は、スマートフォンと公的身分証を利用して本人確認を行うオンラインユーザー登録をご利用ください。詳しくは、私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▶福祉事業▶ヘルスケアポイント〕又は学校法人等宛てに令和7年度の特定健診の案内書とともに送付したP e p U p の利用促進用ポスターを参照してください。

4 健康経営及び健康宣言ガイドブックの作成

コラボヘルス（※）の一環として、私学共済制度に加入する学校法人等の健康経営の推進に寄与することを目的に、健康経営ガイドブック及び健康宣言ガイドブックを作成しました。

健康経営のメリットや、健康経営の始め方など、具体例も含めて説明しています。各ガイドブックは、私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▶福祉事業▶コラボヘルス〕よりダウンロードすることができますので、ぜひご活用ください。

※コラボヘルスとは、医療保険者（私学事業団）と事業主（学校法人等）が連携して、加入者及び被扶養者の健康増進に向けて取り組みを行うことです。

5 直営宿泊施設・厚生施設・健康増進宿泊施設利用時の確認書類

1) 直営宿泊施設を利用するとき

加入者料金の適用にあたり、次のいずれかを窓口に表示してください。

- (1) 「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」
- (2) マイナポータルに登録した健康保険証の画面（利用日当日に保存したPDF画面又は印刷した紙媒体も可）
- (3) 「加入者証」又は「加入者被扶養者証」（※）
- (4) 「加入者資格証」（丙種校加入者）
- (5) 「福祉施設等利用証」（75歳以上等の特定教職員）
- (6) 「年金者福祉施設等利用証」又は「年金等給付加入者記録票」
- (7) 「私学メンバーズカード」

（※）加入者証等の経過措置終了（令和7年12月1日）までの間に限ります。

2) 厚生施設・健康増進宿泊施設を利用するとき

厚生施設及び健康増進宿泊施設で私学共済ブックに添付している施設利用補助券を使用するときは、1)の(1)から(5)いずれかを窓口に表示してください。

X 積立貯金・共済定期保険のお知らせ

1 貯金WEBシステムの利用（申込制）

積立貯金のWEBシステムでは、以下の2つの様式用紙について、インターネット上で閲覧・修正等を行うことができます。

様式用紙名称	閲覧	修正 (当月限り有効)	印刷	データの ダウンロード
①積立金明細書	○	○	○	○
②積立貯金払出明細書	○	—	○	○

※①及び②の様式用紙のセットでの利用となります。

1) 貯金WEBシステム

- ・従来は、「積立金明細書」の内容の修正を行った場合、用紙の1部を事業団に郵送する必要がありましたが、貯金WEBシステムを利用することによって、WEB上で報告が完了します。
- ・印刷やダウンロード（エクセル、CSV）は、過去14か月分が可能です。

2) 利用する上での留意事項

- ・貯金WEBシステムの利用の申し込みをした後は、紙媒体へ戻すことはできません。
- ・貯金WEBシステムを利用している学校法人等も「払込通知書（又は払込取扱票）」は、従来どおり紙用紙で送付します。
- ・貯金WEBシステムを利用している学校等も、WEBシステムの「積立金明細書」による修正の効力は「当月限り」で、翌月以降には引き継がれません。

修正事由が中断であれば中断届、復活であれば復活届、解約であれば解約請求書等、正式な手続きには様式用紙（紙）の提出が必要です。

※「私学事業団 貯金WEBシステム」の申し込み手続きについては、事務の手引P.802、又は私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▶福祉事業▶積立貯金▶貯金WEBシステムの利用申し込み〕を参照してください。

2 共済定期保険 退職後継続の年齢要件の撤廃

共済定期保険は、手ごろな保険料で、病気やケガによる入院保障、在職中の死亡や高度障害になった場合の保障に備える1年更新の団体保険制度です。

令和7年度から退職時の年齢に関係なく、共済定期保険事業に1年以上加入（保険料を2回以上振替）している人は、退職後も最長70歳まで継続可能（手続き不要）となりました。

この機会にぜひご利用ください。

継続可能年齢（更新可能年齢）	
家族年金コース	70歳
3大疾病保障コースおよび医療費支援コース	70歳
医療保障コース	69歳

後期募集の申込期間 11月4日から11月28日 事業団必着

XI 貸付関係のお知らせ

1 住宅貸付及び団体信用生命保険のご案内

1) 住宅貸付

住宅貸付は、住宅や、新築する敷地の購入、リフォーム費用の代金等を申し込むことができます。申し込み際には申込月時点で加入期間が引き続き5年以上かつ退職手当の支給がある加入者に限ります。

【ポイント】

- ・担保や保証人は必要ありません。
- ・万が一に備えて、団体信用生命保険に加入できます。
- ・申し込み時や繰り上げ返済の手数料が発生しません。
- ・毎月の返済は給与からの控除となり、加入者が口座振替する必要がありません。
- ・住宅購入で借入れをしたとき、住宅ローン控除の対象になる場合があります。(※)
- ・住宅のリフォーム費用の借入れをしたとき、税金の控除の対象になる場合があります。(※)
- (※) 住宅ローン控除と住宅リフォーム減税は併用できません。

税金控除については税務署にご確認ください。

2) 団体信用生命保険（団信）

団信は、住宅貸付を申し込むときに合わせて、申し込むことをお勧めします。

また、団信の申し込みは住宅貸付の申し込み時のみとなります。

【ポイント】

- ・借受人の退職手当等を返済に充てずに完済できるので、ご家族の生活の安定が図れます。
- ・本事業団による団体加入保険は、スケールメリットを生かした保険料になっています。
- ・毎年度末の借入金を基に保険料率を算出するため、負担額が年々軽くなります。
- ・申込時に提出する「だんしん告知書」は、医師の診査が必要ありません。

【巻末広告】貸付利用促進について

加入者貸付全般及び住宅貸付並びに団信のご案内は私学共済ホームページ〔私学共済事業のご案内▶福祉事業▶加入者貸付〕に掲載していますので、イントラネットや学内掲示板、加入者への説明に活用してください。

2 貸付金未償還元利金があった場合の退職手当控除

1) 資格喪失時の貸付金償還方法

貸付金を償還中の加入者が資格喪失する場合は、貸付金残高を一括して償還しなければなりません。この場合、**学校法人等は退職手当等から償還額を控除し、不足額がある場合は本人から徴収し**、払込期限日までに払い込んでください。償還方法は以下の2通りです。

(1) 任意償還

退職月の15日(必着)までに「貸付金任意償還 団信制度脱退申出書 DL」を提出すると、その月の定期償還後の元金残が記された「貸付金異動確認通知書」・「貸付金(任意)償還通知書」と「払込取扱票(払込通知票)」を学校法人等に送付します。

(2) 即時償還

「資格喪失報告書 DL」により資格喪失が確認されると即時償還となります。即時償還は払込日により経過利息が異なるため、「貸付金異動確認通知書」・「貸付金(即時)償還通知書」と、複数枚の償還額が異なる「払込取扱票(払込通知票)」を送付しますので、償還期限日を確認のうえ、直近の償還期限年月日の払込取扱票1枚のみをご使用ください。

【注意事項】

- ・貸付償還金の口座振替を利用している学校法人等も、任意償還・即時償還は送付した払込取扱票で振り込んでください(払込取扱票は借受人本人に渡さず、学校法人が使用してください)。
- ・学校法人等が借受人の退職手当等から償還額を控除しなかった場合、償還の確実性がないと判断し、学校法人等に「貸付の制限」を行う場合もありますので注意してください。
- ・資格喪失後に継続資格取得となる加入者が未償還元利金を有する場合も、上のいずれかの方法により、可能な限り前任校より償還を完了させていただくようお願いします(後任校が定期償還を引き継いでトラブルになるケースが見受けられますので、注意してください)。

XII 「私学共済ブック」及び「施設利用補助券」の配付方法の見直し

私学事業団では、業務におけるペーパーレス化を推進するとともに、加入者及び学校法人等への情報発信については私学共済ホームページを活用しています。このため「私学共済ブック」及び「健康増進宿泊施設及び厚生施設の利用補助券（以下「施設利用補助券」といいます）」の配付方法を見直します。

1 私学共済ブック

私学共済ブックは、令和6年1月発行の2024・2025版をもって全加入者への配付を終了します。今後は新規加入者向けの冊子として利用していただくため、掲載内容を見直すとともに冊子のページ数を減らし軽量化します。対象となる新規資格取得者及び再資格取得者へは、引き続き学校法人等を通して送付しますので、配付にご協力をお願いします。

令和8年1月上旬 (見本の送付)	私学共済ブック 2026 版の見本を、各校へ1冊送付します。 (月報私学1月号に同封)
令和8年3月から (配付対象は新規・ 再資格取得者のみ)	新規資格取得者及び再資格取得者に配付する私学共済ブックを、 2026 版に切り替えて学校法人等へ送付します。

2 施設利用補助券

1) すでに加入者である人への施設利用補助券の配付

これまで私学共済ブックにとじ込んでいた施設利用補助券は、令和8年度についてはブロック広報誌(冬号)に同封して送付します。引き続き全加入者への配付にご協力をお願いします。

8年度に利用できる施設利用補助券(有効期間8年4月1日～9年3月31日)は、8年1月上旬に送付するブロック広報誌に同封します。

2) 新規資格取得者及び再資格取得者への施設利用補助券の配付

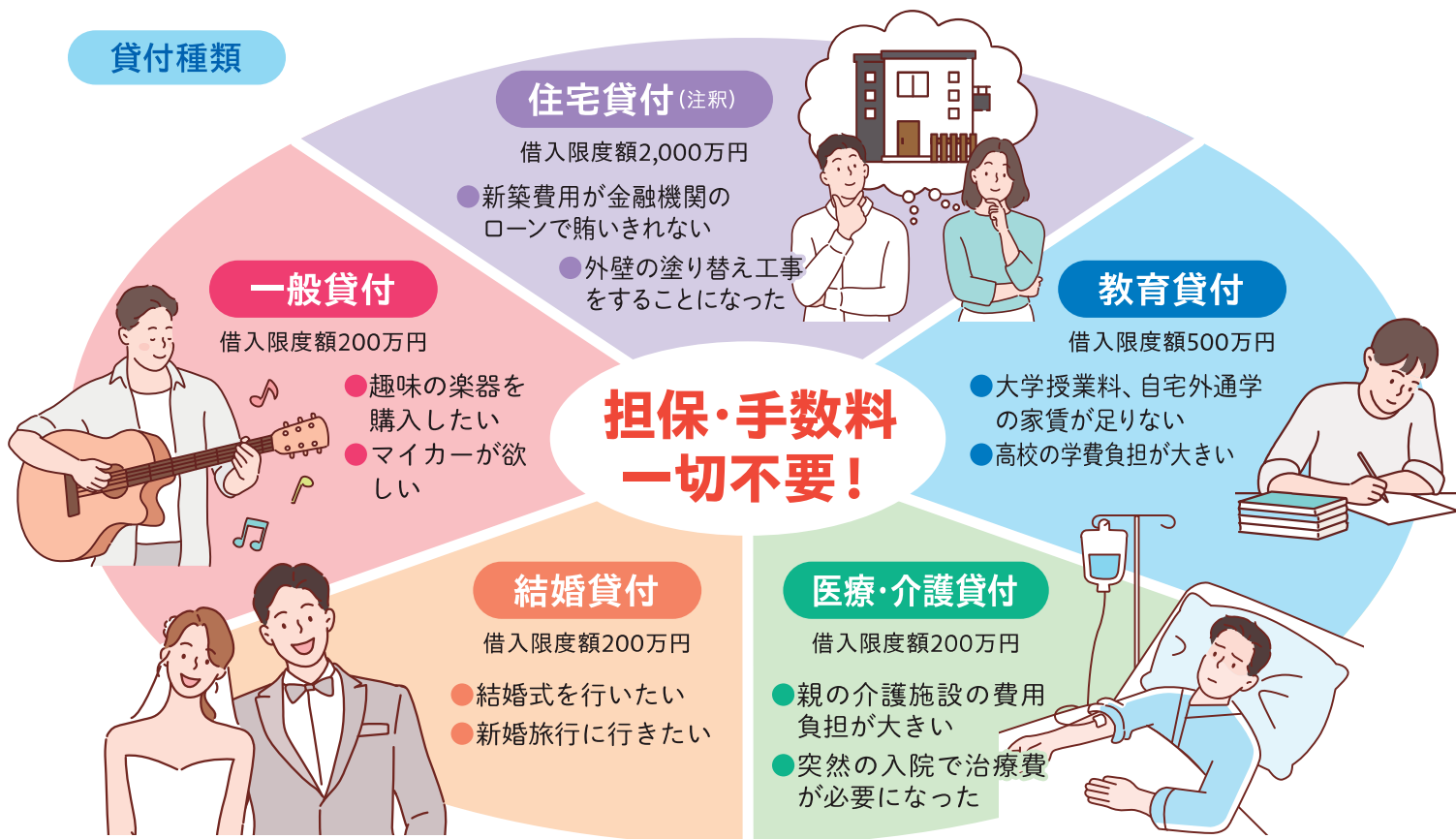
新規資格取得者及び再資格取得者の施設利用補助券は、今後は私学共済ブックに同封して学校法人等へ送付しますので、配付にご協力をお願いします。

令和8年3月から、施設利用補助券(有効期間8年4月1日～9年3月31日)を私学共済ブックに同封して学校法人等へ送付します。

区 分	見直し前	見直し後	
私学共済ブック の配付対象	全加入者	新規加入者 再資格取得加入者	既加入者
		対象 (軽量化した私学共済ブック)	対象外
施設利用補助券	私学共済ブック にとじ込み	私学共済ブックに同封	ブロック広報誌 (冬号)に同封

加入者が臨時の資金を必要とする場合に貸付制度があります。
申し込みや償還の手続きは、すべて学校法人等を通して行うことになります。

貸付種類



(注釈) 被災した場合には、災害貸付及び特例住宅貸付があります。

貸付利率

災害貸付以外の5種類の貸付けは変動利率です。
災害貸付及び特例住宅貸付の利率は、被災日に応じた固定利率です。
現在の利率は私学共済ホームページで確認してください。



◀現在の貸付利率はこちら

貸付けの申し込みができる人

種 類	申込要件
一般、教育、結婚、災害、医療・介護貸付	申込月時点で加入期間が引き続き1年以上ある加入者
住宅貸付 (特例住宅貸付を含む)	申込月時点で年金等給付の加入期間が引き続き5年以上ある加入者 (注釈)

(注釈) 住宅貸付を申し込める人は加入期間を満たすほか、退職手当の支給があることが要件です。

申込締め切り日と送金日

申込締め切り日 (注釈1)	送金日 (注釈2)
前月16日～当月15日	翌月2日
当月16日～末日	翌月22日

(注釈1) 15日又は月末が土・日・休日の場合は、その直前の平日に繰り上がります。締め切りは、私学事業団に提出書類が不備のない状態で到着したものに限り、余裕をもって提出してください。

(注釈2) 2日又は22日が土・日の場合は、その直後の平日に繰り下がります。

各会館（ガーデンパレス）の共済業務課をご利用ください

【主な業務内容】

1) 照会・一般相談

加入者期間、被扶養者の要件、年金に関する一般相談（年金受給資格の有無、年金請求に関する照会、年金決定通知・送付物等に関する照会、年金の支給状況）、「ねんきん定期便」「退職等年金給付掛金の払込実績に係る情報通知」に関する照会、短期給付に関する一般相談（療養の給付、休業給付等）、積立貯金・積立共済年金・共済定期保険の概要 など

2) 年金見込額の試算（本人又は本人から委任を受けた人に限ります）

私学加入期間にかかる老齢年金の見込額の計算（50歳以上の人に限ります）

在職中の年金支給額及び支給繰下げ請求の年金は試算できません。

3) 各種証明書の交付

資格証明書（加入者・被扶養者）、年金加入期間確認通知書

4) 各種説明会の開催

加入者向け説明会・年金説明会・事務担当者向け説明会・学校訪問型説明会

5) 保健事業

健康保持・増進を具体的実践するための講座・教室の開催や社会見学会、スポーツ大会等の様々なイベントやあっせん事業などの実施

詳細は、各共済業務課が発行するブロック広報誌で案内しています。

ブロック	都道府県	担当課	電話	所在地
北海道	北海道	札幌ガーデンパレス 共済業務課	011(222)6234	〒060-0001 札幌市中央区北1条西6-3-1
東北	青森・岩手・宮城・ 秋田・山形・福島	仙台ガーデンパレス 共済業務課	022(299)6231	〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-1-5
関東	茨城・栃木・群馬・ 埼玉・千葉・東京・ 神奈川・新潟・山梨	東京ガーデンパレス 共済業務課	03(3812)2577	〒113-0034 東京都文京区湯島1-7-5 〈上記4) 5)のみ行っています〉
中部	富山・石川・福井・ 長野・岐阜・静岡・ 愛知・三重	名古屋ガーデンパレス 共済業務課	052(957)1388	〒460-0003 名古屋市中区錦3-11-13
近畿	滋賀・京都・大阪・ 兵庫・奈良・和歌山	大阪ガーデンパレス 共済業務課	06(6393)9701	〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-3-35
中国 四国	鳥取・島根・岡山・ 広島・山口・徳島・ 香川・愛媛・高知	広島ガーデンパレス 共済業務課	082(262)1134	〒732-0052 広島市東区光町1-15-21
九州 沖縄	福岡・佐賀・長崎・ 熊本・大分・宮崎・ 鹿児島・沖縄	福岡ガーデンパレス 共済業務課	092(752)0651	〒810-0001 福岡市中央区天神4-8-15

相談窓口・電話照会の利用時間：月～金曜日 9:00～17:15（祝日及び年末年始を除く）

-----（切り取り線）-----

令和7年度私学共済事務担当者連絡会出席カード

学校記号番号			学 校 名
県コード	学種	学校番号	

(1) 切り取り線から切りはなして、お帰りの際、受付に提出してください。

(2) 2校以上を代表して出席された場合は、全校分の学校記号番号を記入してください。

（切り取り線）

